

病後児保育に関する登園届 (保護者が記入)

令和6年8月更新

| 感染症名 | 登園できない期間 | 病後児保育登園めやす | 登園できる期間 |
|-------------|--|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24時間が経過していること | 24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱が治まっていること | 発熱がなく、激しい呼吸器症状が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発病後1日目から | 口腔内の水疱や潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれていること |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 発しん出現前の1週間 | 希望があれば | 全身状態が良いこと |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間 (便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要) | 発熱がない、口腔内の水疱や潰瘍の影響が、少なく、少しでも食事がとれること | 発熱がなく、口腔内の水疱や潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれていること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと | |
| 突発性発疹 | *感染期間が明確に指示できない | 発熱がないこと | 解熱し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | 全ての発疹が痂皮化(かさぶた)していること | |

病後児保育に関する意見書 (以下の感染症は医師の記入する意見書が必要です。)

| | | | |
|---------------------|--|---|---|
| インフルエンザ | 発状が有る期間 (発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が高い) | 解熱後2日、もしくは発症後4日を経過していること | 発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過していること (乳幼児に関しては解熱後3日とする) |
| 風しん | 発しん出現の7日前から後7日後くらい | 発疹が消失していること | |
| 水痘(水ぼうそう) | 発疹出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで | 全ての発疹が痂皮化(かさぶた)していること | |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日を経過し、かつ全身状態がよいこと | |
| 麻疹 | 発症1日前から発疹出現後4日まで | 解熱後3日を経過していること | |

※風邪、咽頭炎、扁桃腺炎、気管支炎、喘息は、発熱(37度5分以上)がなければ利用できます。

<病後児保育が常時利用できない疾患>

咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌、感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス)、お腹の風邪を含めた嘔吐、下痢を伴う症状の疾患類、侵襲性髄膜炎感染症など

<新型コロナウイルス感染症対策に係る対応>

お子さんや同居のご家族が次の状況にある場合は、病後児保育室の利用はできません

- ・新型コロナウイルス感染症と診断されたとき
- ・原因不明の発熱や呼吸器症状があり、医師から自宅待機(安静)を指示されているとき
- ・その他、新型コロナウイルスに感染している可能性があるとき